様式第2号(第7条関係)

|  |
| --- |
| 第　　　　　号　年　　月　　日　　　　　　　　　　様  宇美町長　　　　　　　　　　　補助金交付決定通知書　　　　　年　　月　　日付で申請のあった補助金については、宇美町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき下記のとおり決定したので通知します。記 　　　人槽　　金　　　　　　　　　　円 交付条件等1　完了期限等 　補助対象者は、　　　　年　　月　　日までに補助事業を完了しなければならない。 　尚、補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届出て、その承認を受けなければならない。2　変更等 補助対象者は、次の各号に該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書(様式第4号)により町長の承認を受けなければならない。 1)　補助事業の内容を変更しようとするとき。 |

|  |
| --- |
|  2)　補助事業を中止又は廃止しようとするとき。3　実績報告 　補助対象者は、補助金に係る事業完了後1ケ月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。 　※　添付書類 　　①　浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し 　　②　浄化槽設置状況検査依頼書(法第7条)及び領収書の写し 　　③　浄化槽設備士が確認したチェックリスト 　　④　工事写真集 　　⑤　その他、町長が必要と認める書類4　補助金の確定等 　町長は前項の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、通知するものとする。5　補助金の交付等 　補助金は、前項の規定による補助金の交付額の確定後、補助金対象者の請求に基づき補助金を交付する。 |